
第2章 ごみ処理の現状と課題

1 本市のごみ処理の概要

1) ごみの分別区分

本市では、家庭から排出されたごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）を、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、乾電池、資源ごみ(古紙・ガラスびん・ペットボトル)、スプレー缶・カセット式ガスボンベに区分し、分別収集しています。これら以外は収集できないものとして分類されますが、そのうち、一時大量ごみ（引越し等で一時的に出る多量のごみ）、直接搬入ごみ、水銀使用製品、埋立ごみは、処理施設への直接搬入を受け入れています。その他のものは、市で適正に処理できないか、もしくは法令等で処理ルートが定められているため、購入店や専門の処理業者等での引取り・処理が原則となっています。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		出せる品目
もえるごみ		台所ごみ、貝がら・卵のから、紙くず(古紙以外)、トレー・ラップ、靴・長靴・皮革製品類、紙おむつ(汚物は除去)、布・衣類、保冷剤・使い捨てカイロ・ビニール袋、発泡スチロール(少量)・カップめん容器、使い捨てライター(ガス抜)、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品(ペットボトルキャップ・おもちゃ等)、剪定枝・木くずなど
もえないごみ		小型家電製品(トースター・ゲーム機等)、台所用品(なべ・包丁・やかん等)、鏡・ガラスコップ、ガラス類(化粧品びん・耐熱ガラス等)、瀬戸物類(茶碗・皿等)、空き缶、硬質プラスチック製品(バケツ等)、白熱電球(水銀不使用)、CD・レコード・DVD など
粗大ごみ		大型家電製品(掃除機・こたつ等)、家具類(タンス・机・いす・ベッド等)、自転車・三輪車・一輪車(遊具)、スポーツ用品(ゴルフクラブ・健康器具等)、布団・座布団・マットレス・毛布、波板(トタン・エスロン)、物干し竿・よしず・すだれ・ござ、ホース、コンロ・レンジ、ストーブ(電池・灯油は除去)、厚手の衣類・大きい布、カーペット・ポリタンク(石油用等)など
乾電池		乾電池・ボタン電池
資源ごみ	古紙	新聞(広告含む)・雑誌(教科書・辞書・単行本・雑がみ等含む)・ダンボール
	ガラスびん	無色、茶色、その他(飲料・食料用のびんに限る)
	ペットボトル	PET 表示のあるもの(飲料・酒・しょうゆ用に限る)
スプレー缶・カセット式ガスボンベ		スプレー缶(殺虫剤・制汗消臭用・ヘアケア用・防水・撥水用・錆止め用等)、卓上用カセット式ガスボンベ

表 2-2 収集できない家庭系ごみ

区分	品目	処理方法※
一時大量ごみ	引越しや大掃除で一時的に出る多量のごみ	A
直接搬入ごみ	畳・手押し一輪車・草刈機・プラスチックコンテナ・金物等	A
水銀使用製品	体温計・蛍光灯	A・B
埋立ごみ	衛生陶器・多量の陶磁器類・火鉢・瓦・植木鉢・レンガ・ブロック・石・土・コンクリートくず等	A
その他	揮発物・危険物(ガスボンベ・消火器等)、パソコン、ビニール・ゴム製品(事業用テント・タイヤ等)、家電リサイクル品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、大きな剪定木、その他(ピアノ・農機具・バッテリー等)	B

※ 処理方法 A：処理施設への直接搬入、B：購入店や家電販売店等に引取りを依頼

2) 収集体制

本市の家庭系ごみは、民間の収集運搬業者（許可業者）に委託して、ステーション収集を行っています。収集頻度は、地区別にごみの種類に応じて月1回から週2回で、収集日の朝8時までに決められた場所にごみを出すルールとなっています。粗大ごみについては、ごみステーションまで出せない高齢者世帯に配慮して、戸別収集を年1回実施しています。

ごみの出し方は全市共通で、ごみの種類によって異なります。「もえるごみ」及び「もえないごみ」は指定袋に入れて出す決まりで、指定袋は自治会等を通じて各世帯に年間一定の枚数を無料配布しています。また、「粗大ごみ」は処理券を貼って出す決まりで、同様に年間一定枚数の処理券を無料配布しています。

表 2-3 家庭系ごみの収集頻度

ごみの種類		収 集 頻 度			
		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区
もえるごみ		週2回	週2回 (一部、週1回)	週2回 (一部、週1回)	週2回
もえないごみ		週1回 (一部、月2回)	週1回	週1回	週1回
粗大ごみ		月1回	月2回 (一部、月1回)	月1回 (一部、収集なし)	月1回
乾電池		月1回	週1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
資源ごみ	古紙	月1回	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ガラスびん	月1回 (一部、随時収集)	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ペットボトル				
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ					

表 2-4 家庭系ごみの出し方

ごみの種類		ごみの出し方
もえるごみ		指定袋に入れて記名して出す
もえないごみ		指定袋に入れて記名して出す
粗大ごみ		処理券を貼り、記名して出す
乾電池		指定袋の外袋に入れて出す
資源ごみ	古紙	種類ごとに分けて、ひもで十文字に縛って出す
	ガラスびん	ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる
	ペットボトル	ごみステーションに備え付けのネット※に入れる
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ		ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる

※ コンテナ及びネットは、委託収集業者が収集日前日にごみステーションに設置

3) ごみ処理の流れ（中間処理～最終処分）

委託業者により収集され、市の処理施設に搬入されたごみ、あるいは市の処理施設に直接搬入されたごみは、図の流れで処理しています。

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」については、中間処理施設において焼却または破碎・選別します。その後、発生した残さや資源物は、「乾電池」、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「スプレー缶・カセット式ガスボンベ」とともに、ストックヤードで一時保管し、最終処分もしくは資源化を専門業者に委託します。

一方で、市が収集できないごみのうち、「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」、「水銀使用製品」は、中間処理施設への直接搬入を受け入れており、破碎・選別処理を経て残さ・資源物に分けられ、収集ごみと同様に処理しています。また、「埋立ごみ」については、そのまま本市の最終処分場で埋立処分します。

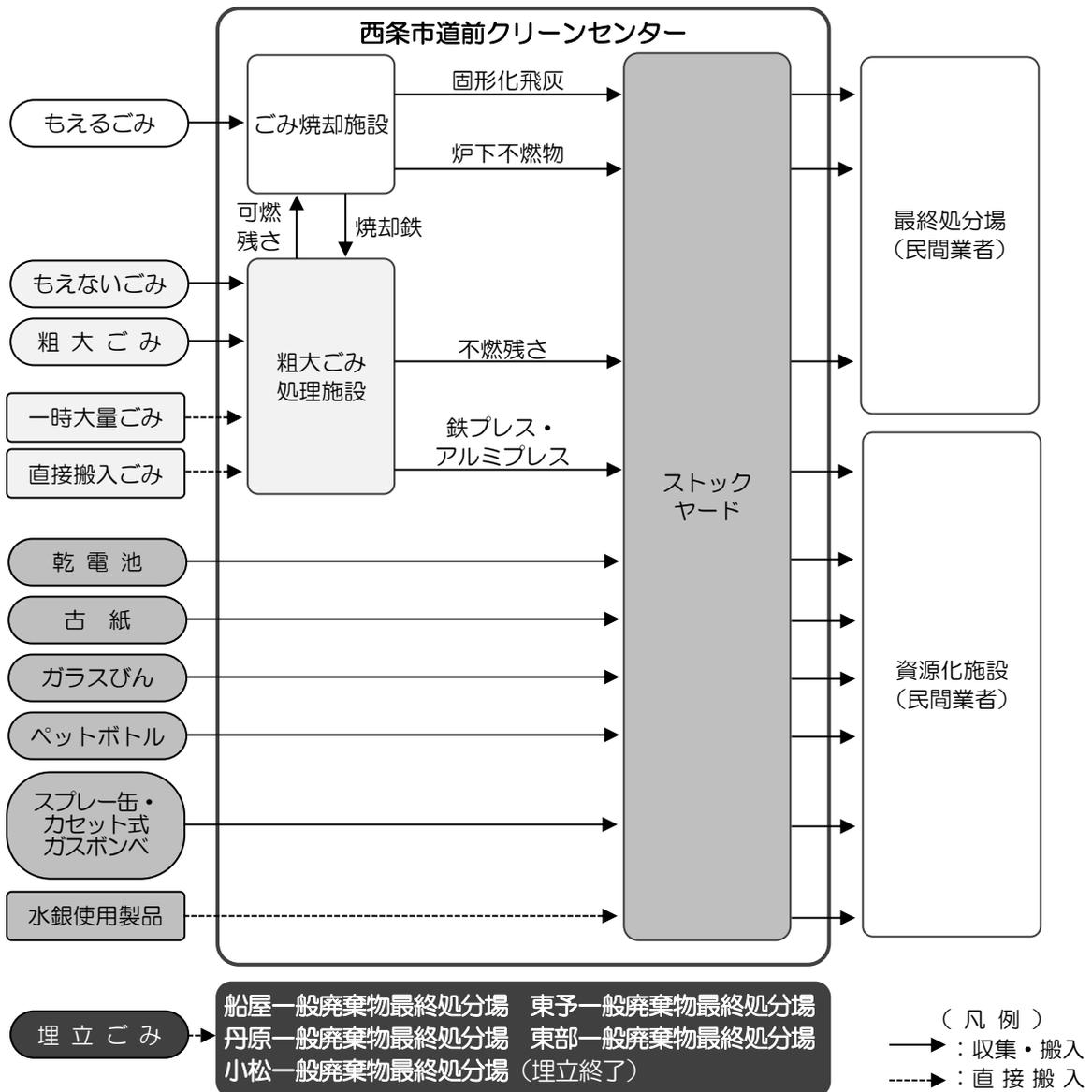


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

4) ごみ処理施設

①施設の整備状況

本市が運営するごみ処理施設には、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードと、5か所の一般廃棄物最終処分場があります。これらのうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードは、道前クリーンセンター内に設置しています。また、小松一般廃棄物最終処分場については、平成24年度をもって埋立を終了しました。

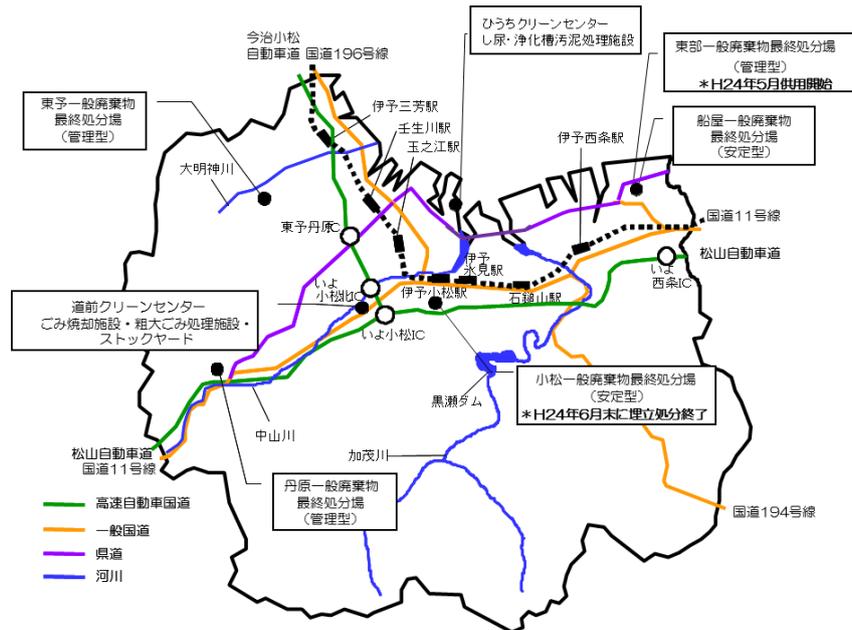


図 2-2 ごみ処理施設の整備状況

②各施設の概要

■焼却施設

焼却施設では、「もえるごみ」と粗大ごみ処理施設で発生した可燃残さを焼却し、同時にわずかに紛れ込んだ鉄（焼却鉄）を回収しています。また、温水による熱回収を行い、余熱（ごみ焼却熱）の有効利用に努めています。

表 2-5 焼却施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	16,000 m ² (粗大ごみ処理施設含む)
竣工	平成3年10月
処理能力	200 t/日(100 t/日×2 炉)
処理方式	流動床式(全連続運転)
余熱回収	温水発生器、熱交換器による利用

■粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、「もえないごみ」と「粗大ごみ」、搬入された「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」を受け入れており、それらを破碎した後に、磁選機・アルミ選別機によって資源物となる金属類（鉄・アルミ）を回収し、圧縮処理しています。

表 2-6 粗大ごみ処理施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
竣工	平成3年10月
処理能力	30 t/5h
主要設備	破碎機(横型回転式)、磁選機、アルミ選別機、風力選別機

■ストックヤード

ストックヤードでは、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「乾電池」、搬入された「水銀使用製品」を始めとして、焼却施設からの固形化飛灰・炉下不燃物、粗大ごみ処理施設からの鉄プレス・アルミプレス・ジャミ・不燃残さを受け入れ、一時保管しています。「ペットボトル」については、圧縮梱包処理を行ったうえで保管しています。

表 2-7 スtockヤードの諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター ストックヤード	
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地	
敷地面積	724 m ²	
竣工	平成6年11月 (増築 平成23年5月)	
ペット ボトル 圧縮 梱包機	処理 能力	約 120kg/h
	処理 方式	油圧圧縮式(10t)

■一般廃棄物最終処分場

本市には一般廃棄物最終処分場が5か所あり、小松一般廃棄物最終処分場を除く埋立中の4か所において、直接搬入された「埋立ごみ」を受け入れています。また、船屋一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少なくなっており、平成29年度に埋立を終了する計画です。

表 2-8 一般廃棄物最終処分場の諸元

施設名	船屋一般廃棄物最終処分場	東予一般廃棄物最終処分場	丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地	西条市河之内甲 32 番地 1	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
埋立開始年	昭和 61 年	平成 6 年	平成 12 年
埋立終了年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 37 年度
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m ²	13,600 m ²	4,600 m ²
全体容積	20,545m ³	70,000m ³	16,000m ³
残余容量*	40m ³	14,139m ³	11,500m ³
浸出水処理	—	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、砂ろ過、消毒
施設名	小松一般廃棄物最終処分場	東部一般廃棄物最終処分場	
所在地	西条市小松町新屋敷乙 26 番地	西条市船屋甲 1 番地 1	
埋立開始年	昭和 58 年	平成 24 年	
埋立終了年度	平成 24 年度	平成 39 年度	
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	
埋立地面積	7,421 m ²	4,255 m ²	
全体容積	22,731m ³	58,700m ³	
残余容量*	—	57,503m ³	
浸出水処理	—	凝集沈殿、膜処理	

※ 平成 26 年度における残余容量（平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)による）

5) ごみ処理手数料

本市では、収集ごみのうち、「もえるごみ」及び「もえないごみ」については指定袋を、「粗大ごみ」については処理券を、各世帯に無料で年間一定数配布していますが、それを上回って使用する場合には、不足分の購入代金としてごみ処理手数料を徴収しています。なお、1回当たりの平均排出量が10kg以下で、家庭系ごみの収集運搬に支障のない事業者は、事業所から出るごみ（以下、「事業系ごみ」という。）について、指定袋を使ってごみステーションに排出することが許可されていますが、指定袋の無料配布はありません。

また、収集できないごみで、本市のごみ処理施設（道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場）に搬入されたものに関しては、ごみ処理手数料を搬入代金として徴収しています。

①指定袋・「粗大ごみ」処理券

それぞれの無料配布枚数、購入代金は下表のとおりです。

表 2-9 指定袋・「粗大ごみ」処理券の無料配布枚数及び購入代金

区 分	「もえるごみ」指定袋	「もえないごみ」指定袋	「粗大ごみ」処理券
配布時期	毎年3月		
配布対象	市内全世帯		
配布枚数*	110枚/年	20枚/年	10枚/年
購入代金	100円/枚 (45L)	100円/枚 (45L)	100円/枚

※ 年度途中で転入した世帯には、転入した月に応じて配布枚数が異なります。

②ごみ処理施設への搬入

道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場に、「埋立ごみ」等を直接搬入した場合の代金は下表のとおりです。

表 2-10 道前クリーンセンターへのごみ搬入代金

区 分	10kgにつき	100kgにつき
家庭系ごみ	30円	—
事業系ごみ	40円* ¹	400円* ²

※1 搬入量が100kg未満の場合

※2 搬入量が100kg以上の場合

表 2-11 一般廃棄物最終処分場への「埋立ごみ」搬入代金

区 分	0.5t以下	0.5t～1.0t	1t増すごと*
船屋一般廃棄物最終処分場	100円	200円	200円
東予一般廃棄物最終処分場 丹原一般廃棄物最終処分場 東部一般廃棄物最終処分場	200円	500円	500円

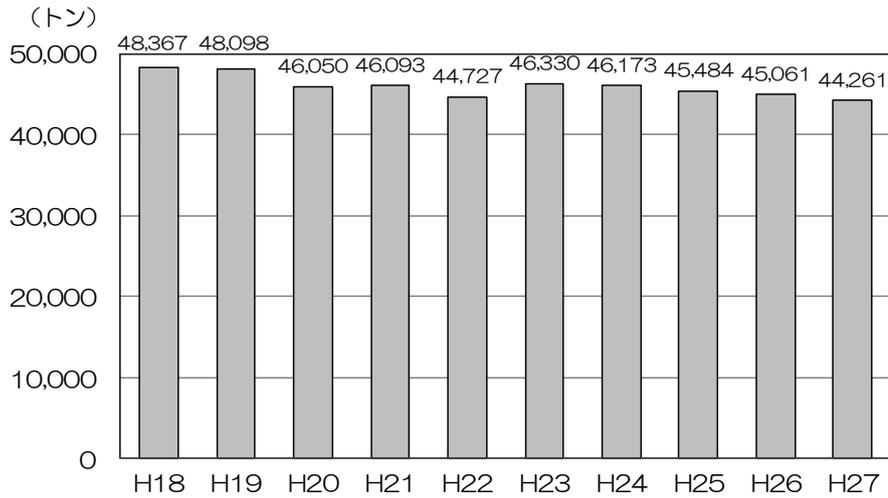
※ 端数は1tとみなします。

2 ごみ処理の現状

1) ごみ収集（排出状況）

①総排出量

平成27年度における本市のごみの総排出量（集団回収量を除く）は44,261トンであり、平成23年度以降、減少傾向が見られます。

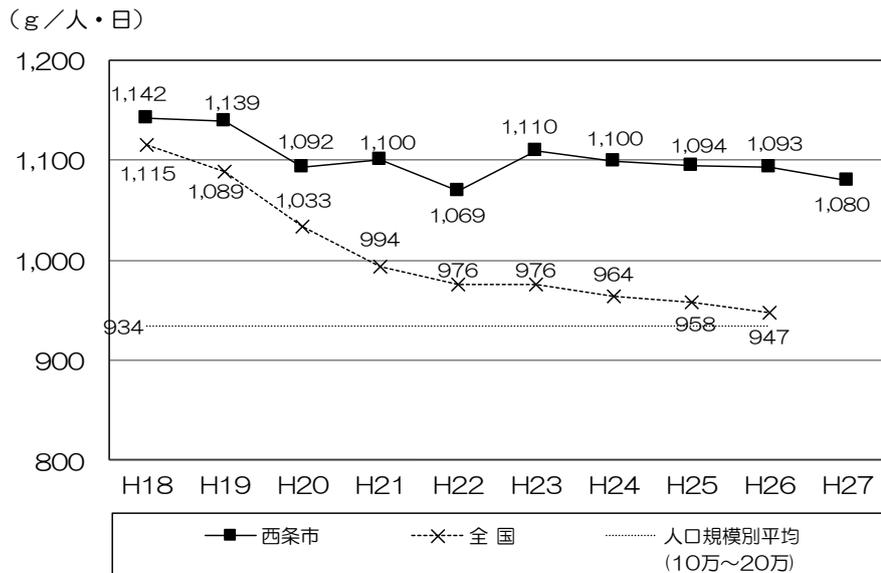


(資料：環境衛生課)

図2-3 ごみ総排出量の推移（集団回収量を除く）

②排出原単位の推移

1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量を除く）は、近年概ね横ばいに推移しており、平成27年度は1,080g/人・日となっています。過年度の傾向として、全国及び同規模自治体の平均を上回っています。

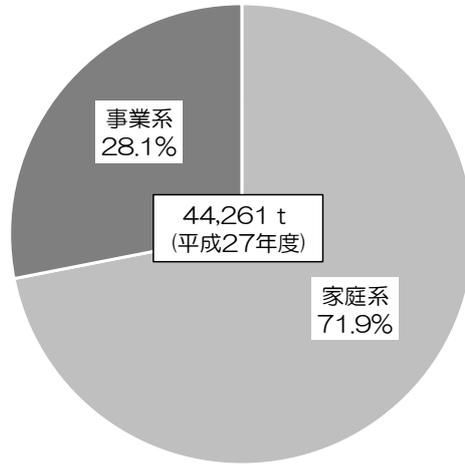


資料：(全国・人口規模別平均)日本の廃棄物処理 平成26年度版【環境省】
(西条市)環境衛生課

図2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移（集団回収量を除く）

③主体別の排出状況

本市のごみ処理施設で受け入れているごみには、家庭系ごみと事業系ごみがあります。このうち、家庭系ごみが占める割合は、平成 27 年度において 71.9%でした。

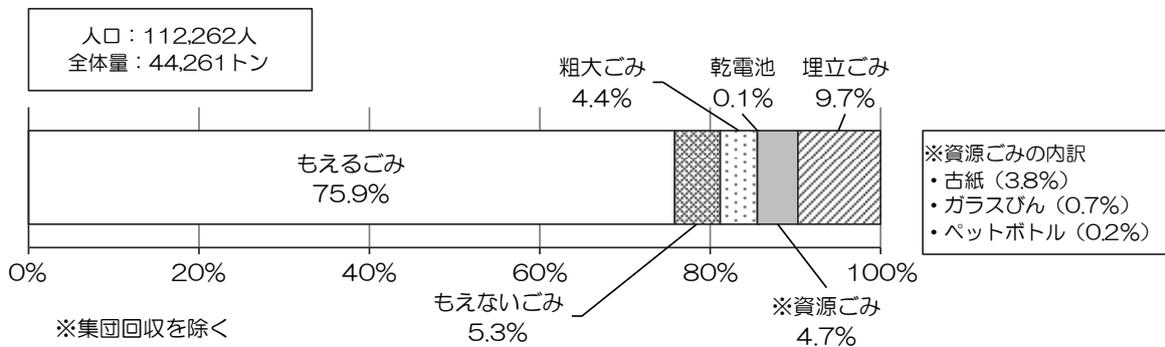


(資料：環境衛生課)

図 2-5 ごみ排出量の主体（家庭・事業）別内訳
(平成 27 年度速報値)

④種類別の排出状況

種類別のごみ排出量割合を見ると、平成 27 年度においては「もえるごみ」が全体の 75.9%を占めました。その他では、「埋立ごみ」が 9.7%、「もえないごみ」が 5.3%、「資源ごみ」が 4.7%、「粗大ごみ」が 4.4%となっています。また、「資源ごみ」では、8割方を「古紙」が占めています。

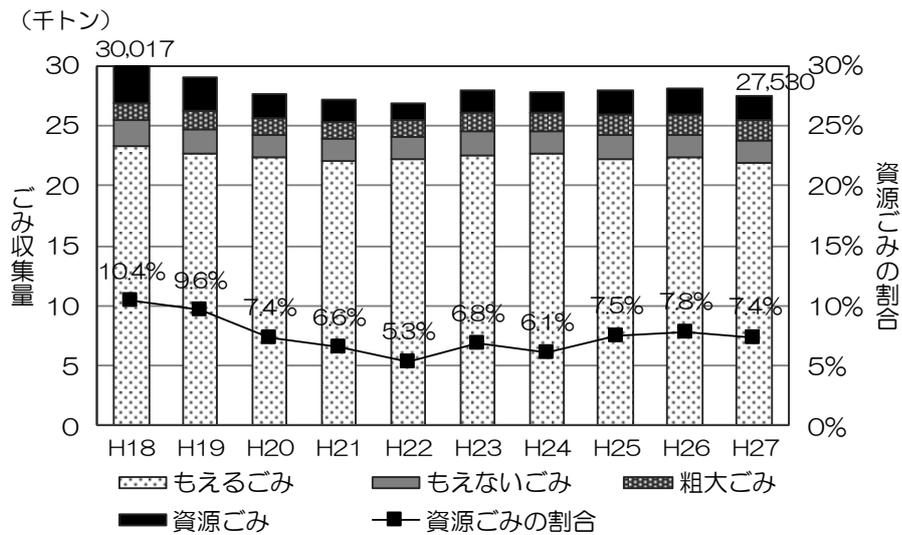


(資料：環境衛生課)

図 2-6 ごみ排出量の種類別内訳
(平成 27 年度速報値)

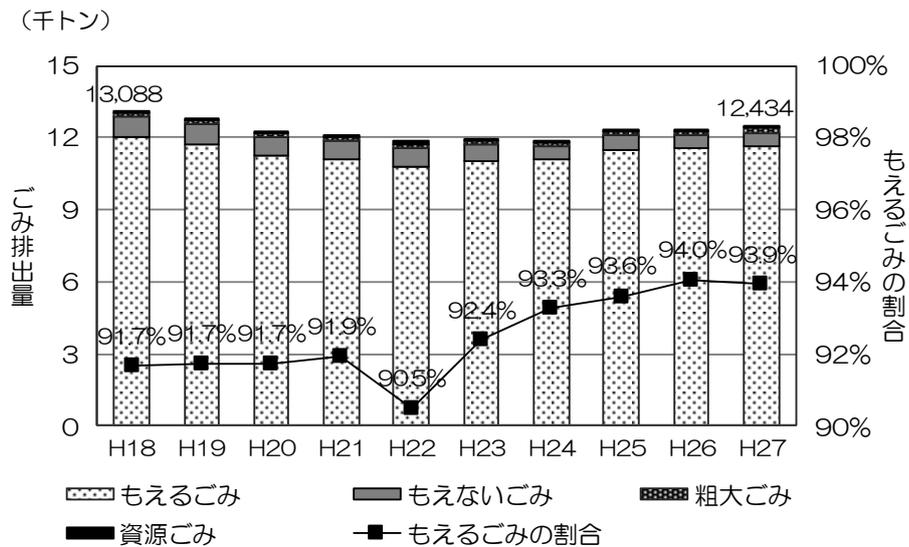
家庭系ごみでは、「もえるごみ」、「もえないごみ」で近年やや減少傾向が見られる一方で、「粗大ごみ」、「資源ごみ」で微増傾向が見られます。直近5年間の「資源ごみ」の割合は、6～8%の間で推移しています。

事業系ごみでは、「もえるごみ」が全体の90%以上を占めており、近年その割合は高くなる傾向が見られます。



(資料：環境衛生課)

図 2-7 家庭系ごみの種類別排出量の推移



(資料：環境衛生課)

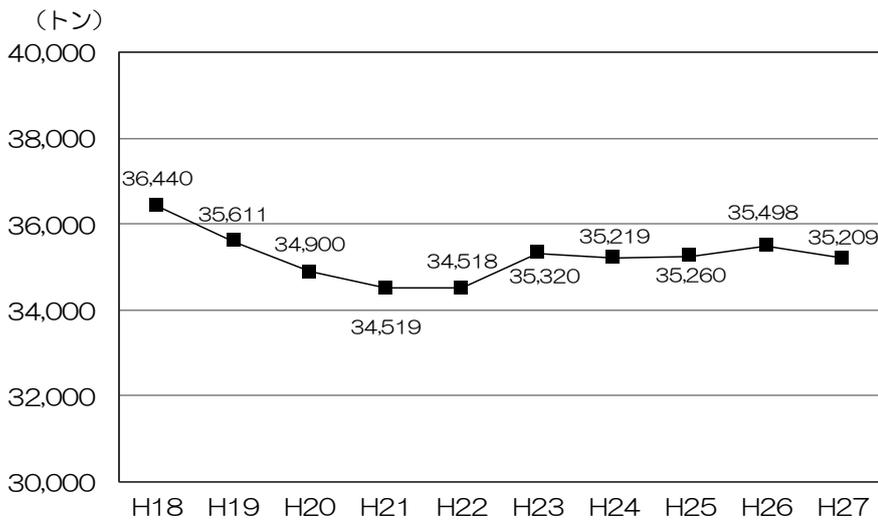
図 2-8 事業系ごみの種類別排出量の推移

2) 中間処理

①焼却処理の状況

本市では、分別収集した「もえるごみ」を直接焼却するとともに、粗大ごみ処理施設やペットボトル資源化施設における中間処理後の可燃残さを焼却処理しています。

近年の焼却処理量は 35,000 トン弱で横ばいに推移しており、平成 27 年度においては 10 年前に比べておよそ 1,200 トン減少しています。「もえるごみ」のごみ質は、紙類、厨芥類、プラスチック類が大半を占めています。



〔 資料：一般廃棄物処理実態調査結果(H18~H26)【環境省】、
環境衛生課(H27速報値) 〕

図 2-9 ごみの焼却処理量の推移

■「もえるごみ」の組成 (資料:ごみ質調査結果報告書(平成 28 年 12 月))

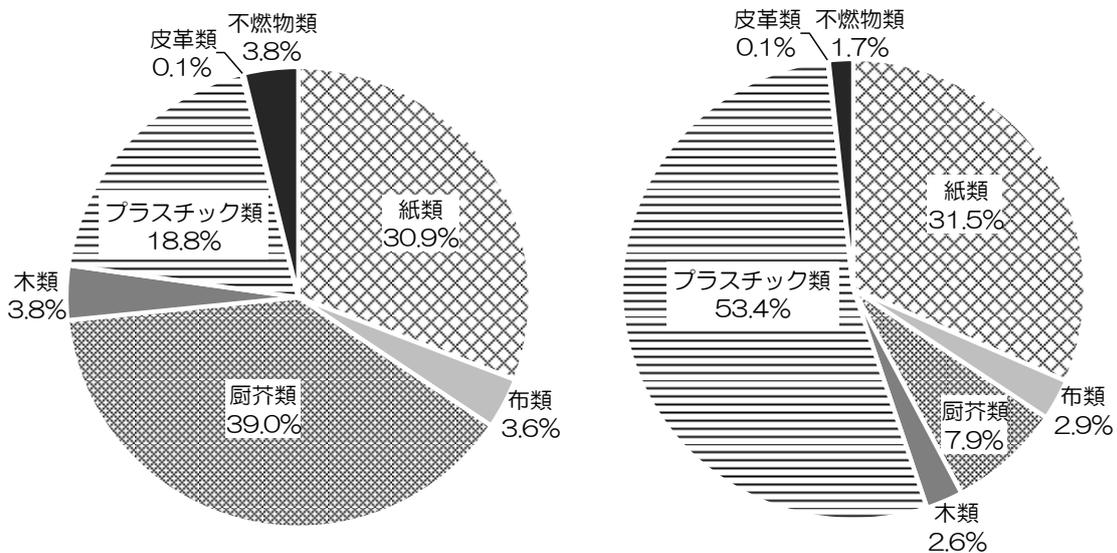


図 2-10 「もえるごみ」の重量比 (左) と容積比 (右)

【※第 1 回目調査 (7 月 11 日~12 日)・第 2 回目調査 (9 月 12 日~13 日) の平均値】

②資源化の状況

本市では、下記の3通りの方法でごみの再資源化に取り組んでいますが、近年の資源化量は4,000～5,000トンで横ばいです。また、リサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。

■分別収集

資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）及び乾電池を他のごみと分別収集しており、専門処理業者に引き渡して資源化しています。

■ごみ処理施設での中間処理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、中間処理の工程で金属類を回収し、それらを資源化しています。

■市民等の自主的な集団回収

市民の自主的な活動として、学校（PTA）などを通じた資源ごみ（新聞・雑誌、ダンボール等の紙類と金属類（アルミ缶））の集団回収が行われており、市はこれを支援しています。

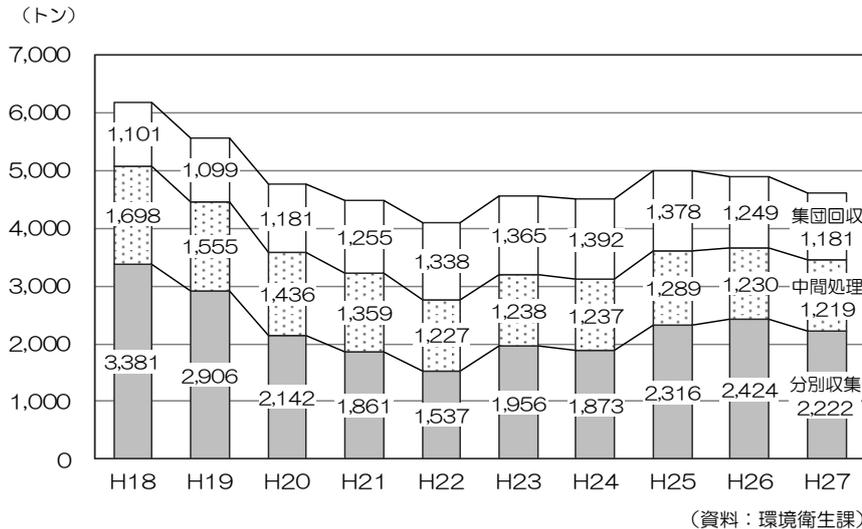
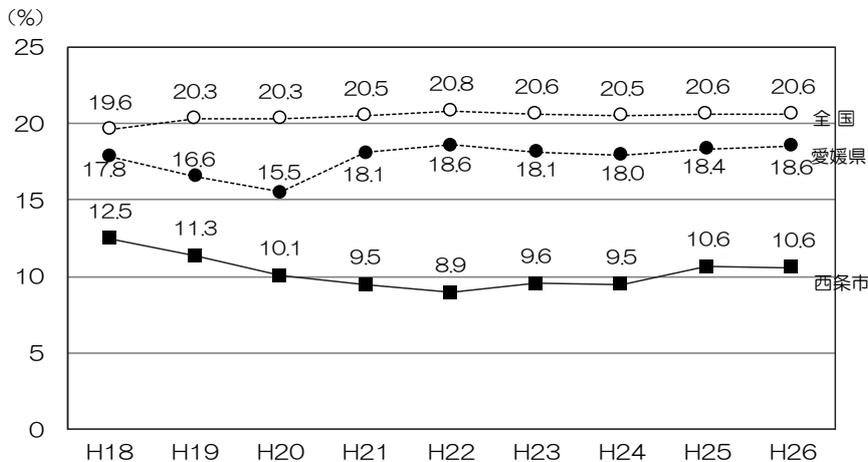


図 2-11 資源化量の推移



資料：(全国)日本の廃棄物処理 平成26年度版【環境省】、
(西条市・愛媛県)一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】

図 2-12 リサイクル率の推移

3) 最終処分

本市では、一般廃棄物最終処分場に直接搬入される瓦やがれきなどの「埋立ごみ」のほか、ごみ焼却施設で発生する焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物）、粗大ごみ処理施設で発生する不燃残さを埋立処分しています。

平成 25 年度以降は、埋立ごみ量が年々減少しています。これに対して、処理残さの処分量は年間 5,200 トン前後で、ほぼ横ばいに推移しています。

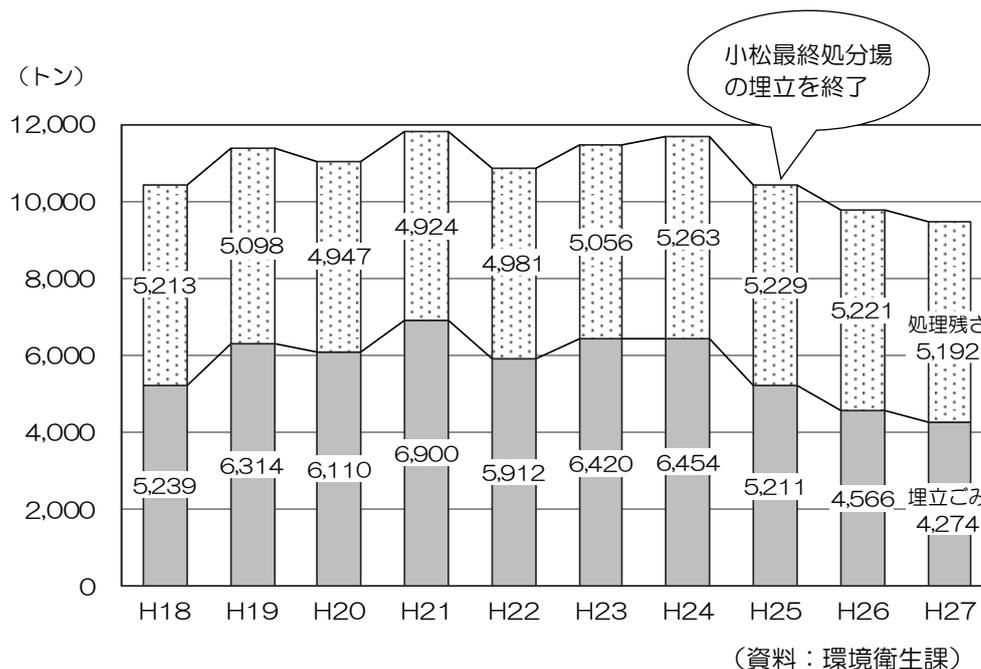


図 2-13 最終処分量の推移

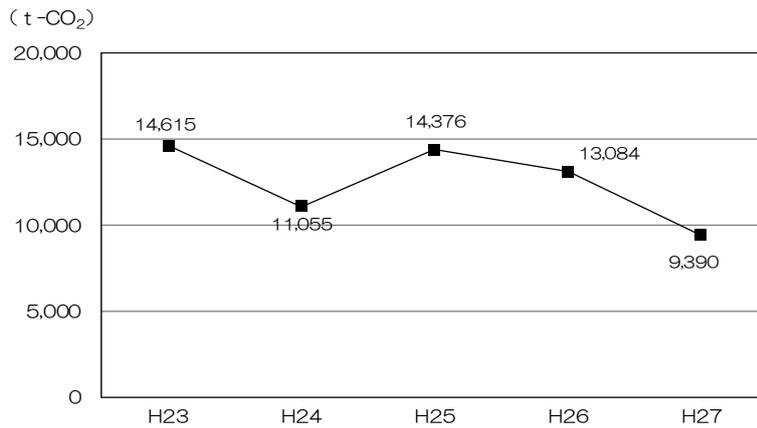
4) 温室効果ガスの排出状況

ごみの収集・運搬・焼却処理・埋立処分に伴って、下表に示す温室効果ガスが発生しますが、本市ではごみの収集・運搬を業者委託していること、「埋立ごみ」には温室効果ガス発生に寄与する生ごみ等が含まれないことなどから、ごみ収集・運搬車輛の走行、ごみの埋立は除外して温室効果ガス排出量を算定しました。ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、平成27年度において9,390t-CO₂でした。温室効果ガスの大半は、廃プラスチックの焼却による二酸化炭素であり、毎年の温室効果ガス排出量の増減傾向は、「もえるごみ」の中のプラスチック類の割合に大きく依存しています。

表 2-12 ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス

ごみ処理の種別	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	フロン類
ごみ収集・運搬車輛の走行	○	○	○	
ごみ焼却		●	●	
廃プラスチック焼却	●			
ごみの埋立		○		

●：発生（算定対象）、○：発生（算定除外）、無印：発生しない



(資料：西条市 第3期地球温暖化対策実行計画)

図 2-14 温室効果ガス排出量の推移

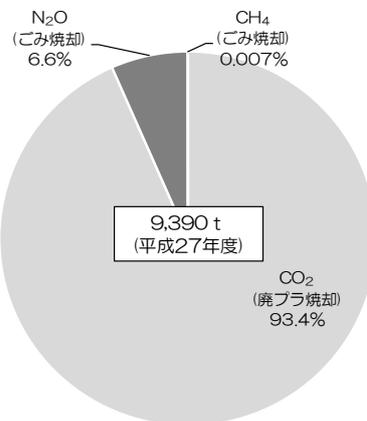


図 2-15 温室効果ガス別の排出量内訳 (平成27年度)

5) ごみ処理のまとめ

平成 27 年度における本市のごみ処理量は、下図のとおりとなります。

ごみ排出量は、家庭系と事業系を合わせて約 44,300 トンでした。このうち、分別収集及び集団回収で 3,300 トン余りを資源化しました。また、中間処理によって約 31,400 トンを減量（焼却）し、3,400 トン余りを資源化しました。その結果、埋立ごみや処理残さとして約 9,400 トンを最終処分しました。

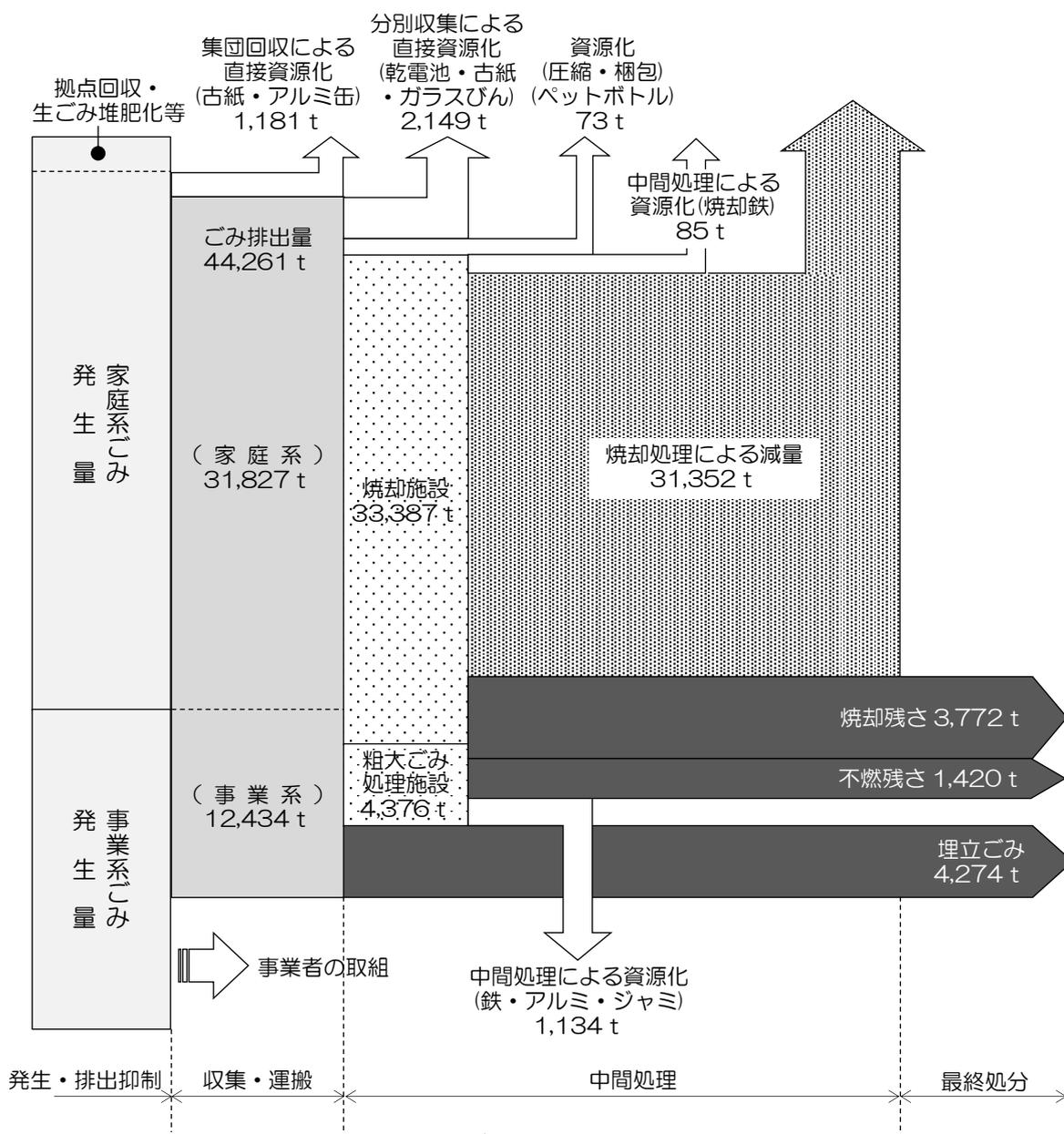


図 2-16 ごみ処理量のまとめ
(平成 27 年度速報値)

3 ごみ処理の評価と課題

1) 各種指標による評価のまとめ

循環型社会形成に関する3つの視点（廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分）及び経済性に関する視点（費用対効果）から、5つの指標を用いて本市のごみ処理を評価した結果を下表にまとめます。

この結果によると、循環型社会形成に関しては、いずれの視点においても全国類似都市及び県内20市町よりも劣っています。その反面、経済性に関しては、全国類似都市及び県内20市町と比較して良好であり、循環型社会形成に係る指標の向上を図る余地は十分あるといえます。

表2-13 本市のごみ処理の評価

視 点		指 標	評 価 の ま と め
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりのごみ総排出量	1.124kg/人・日 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値よりも多く、県内20市町との比較では最も多くなっており、劣っています。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (資源化量/総排出量)	0.106 t / t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} との比較、県内20市町との比較において、共に平均値よりも低く、劣っています。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (最終処分量/総排出量)	0.211 t / t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} では最も多く、県内20市町との比較でも、最大値に近い値となっており、劣っています。
経済性	費用対効果	人口1人当たりの年間処理経費	8,519円/人・年 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の比較、県内20市町との比較において、共に平均値を大きく下回っており、良好な状態です。
		最終処分減量に要する費用	22,911円/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値を下回っていると同時に、県内20市町との比較では最も少なくなっており、良好な状態です。

※1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成26年度実績版、環境省）による。

※2 人口規模10万人以上～15万人未満、二次・三次産業人口比95%未満、三次産業人口比55%以上の都市で、西条市を含む25都市を対象とする。

2) 施策の取組状況の評価のまとめ

前計画における3つの基本方針にしたがって、10の基本施策に基づく24の具体的な取組についてレビューした結果、24取組中20取組には概ね着手し、実績を残していますが、次の4つの取組は未着手でした。

- 事業系ダンボールごみの資源化指導
- 家庭系ごみの有料化の検討
- 事業系ごみの処理手数料の検討
- 分別種類の細分化（プラスチック製容器包装類の分別は未実施）

3) ごみ処理の課題

①ごみ減量に向けた発生・排出抑制の取組の推進

近年、本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は全国や県内他自治体の平均を上回る状況で、概ね横ばいに推移していることから、今後は前計画で実施できなかった事業系ダンボールごみの資源化指導や、家庭系ごみの有料化等の取組を進め、ごみの発生・排出を抑制していく必要があります。前者については、紙類や紙製包装類の減量・資源化が可能と考えている事業者が多いことを踏まえ、これらを巻き込んだ取組を展開していくことが重要です。また、後者については、導入に否定的な意見が根強いことを踏まえ、段階的な制度化などを検討し、市民の合意を形成していくことが重要です。

②最終処分場の延命化を図るためのリサイクルの推進

本市のリサイクル率が、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っていると同時に、最終処分場の新規立地が困難な現状を踏まえ、さらなるリサイクルの推進を図り、最終処分量を削減していく必要があります。そのために、ごみ分別の徹底を強化するとともに、市民が前向きに考えているプラスチック製容器包装類の分別収集などにより、新たな品目の資源化を進めていくことが重要です。また、事業系ごみについては、現在の抑制施策の継続に加えて、前計画で実施できなかった処理手数料の見直しを検討していくことが課題です。

③超高齢社会の到来や生活様式の多様化を見据えたごみ処理体制・サービスの提供

本市でも少子高齢化が進んでいることを踏まえ、将来到来するであろう超高齢社会に向けた対応として、ごみ出しルールのわかりやすい説明や指導、情報提供など、高齢者向けのサービスの充実を図る必要があります。また、高齢者の体力的な負担軽減や、多様化する生活様式に配慮して、現行のごみステーションの見直し（増設や再配置）のほか、ごみ処理体制の最適化について検討していくことが重要です。

④ごみ処理に対する市民意識の高揚

ごみの排出責任を明確化し、不法投棄を防止するとともに、まちの美化推進を図るため、市がこれまで取り組んできた広報等による普及・啓発活動を引き続き推進し、市民意識の高揚に今後も努める必要があります。また、ごみ処理に対するマナー向上をはじめとして、環境問題全般に関する市民の理解を深めるため、子どもから大人まで対象を拡大し、環境教育を推進していく必要があります。

⑤地球環境の保全に向けた取組の推進

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、今後の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効し、我が国もこれを批准しました。このことを背景に、ごみ処理が温室効果ガスの発生に大きく寄与していることを踏まえ、ごみの発生・排出抑制とともに、ごみ処理施設における省エネルギーの推進、ごみ焼却排熱等の未利用エネルギーの有効活用などの環境負荷低減に向けた方策を検討し、地球環境保全に貢献していく必要があります。